#### 南秋地域公共交通再編実施計画策定支援業務仕様書

### 第1 業務名

南秋地域公共交通再編実施計画策定支援業務

#### 第2 目的

五城目町、八郎潟町及び大潟村で構成する南秋地域公共交通活性化協議会では、 平成29年度に協議会構成3町村の地域特性や現状を踏まえた持続可能な交通体系の 構築に向け、まちづくり施策と連携した地域公共交通のマスタープランである「南秋 地域公共交通網形成計画(以下、「形成計画」という。)」を策定した。

本業務は、「形成計画」において「3 町村広域連携公共交通軸の形成・再編」と位置づける「大潟村〜八郎潟町〜五城目町間を結ぶ地域間幹線交通の導入」「誰でも利用できる地域内交通に見直し、利便性向上」の具体的な事業計画を検討し、「再編実施計画」の策定支援を行うものである。

### 第3 履行期限

契約締結の日から平成31年3月29日までとする。

#### 第4 業務内容

本業務については、次の項目について行うものとする。

#### (1) 再編事業内容の検討

「形成計画」に位置づけられた、「大潟村〜八郎潟町〜五城目町間を結ぶ地域間幹線交通の導入」「誰でも利用できる地域内交通に見直し、利便性向上」に向け、運行形態・運行ルート・運賃設定等、具体的な運行計画の検討を行う。

- ①大潟村マイタウンバス、路線バス八郎潟線の統合・集約
- ②五城目町、八郎潟町の予約制乗合タクシー(デマンド交通)の事業再編
- ③その他、発注者が必要とする事項

#### (2) 関係機関との協議調整支援

前項(1)再編事業内容の検討の導入・実現に向け、具体的な協議・調整、 意見交換が行えるよう南秋地域公共交通活性化協議会幹事会(以下、「幹事会」 という。)を開催する。幹事会では、運行方法、事業費、申請準備、関係機関の 役割、事業スケジュール等の調整を行う。なお、必要に応じ、交通事業者との 個別協議を行うものとする

①幹事会 : 2回(想定)

②交通事業者との個別協議 : 2回(想定)

(3) 地域公共交通協議会の運営支援

再編事業内容の検討の導入の協議、承認を図るため、南秋地域公共交通協議会を開催する(開催は4回を想定)。運営支援内容は下記の通り。

- ・協議会の資料作成
- ・会議への同席、説明補助(開催4回のうち、事務局が指示する2回)
- (4)「南秋地域公共交通再編実施計画(案)」のとりまとめ 前項までの結果を踏まえ、「南秋地域公共交通再編実施計画(案)」をとりまと める。

<記載事項>

- 実施区域
- ・事業の内容・実施主体
- 実施予定期間
- ・事業実施に必要な資金の額・調達方法
- ・事業の効果
- 再編事業に関する事項
- ・都市機能増進に関する施策等との連携に関する事項
- ・その他、発注者が必要とする事項
- ※(1)に挙げる再編事業のほか、発注者が調査する再編事業についてもとりまとめ、記載すること。

# 第5 業務計画書の提出

- (1)受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成の上発注者に提出し、承認を受けること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
  - ①検討業務内容
  - ②業務工程表
  - ③配置技術者一覧表及び経歴書
  - ④業務実施体制および組織図
  - ⑤打合せ計画
  - ⑥その他、発注者が必要とする事項
- (3)(2)に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承認を受けること。

### 第6 打合せ協議

業務を円滑にかつ効果的に遂行するため、受託者は発注者と着手時、中間時、最 終納品時の計3回程度、協議打合せを行う。

但し、協議を必要とする場合においては、追加で打合せ協議を実施する。

打合せの内容については受託者がその都度記録し、記録は Microsoft Word 形式で速やかに作成し相互に確認したうえで、議事録として町担当者へ提出する。

# 第7 検査

- 1 本業務が完了した時は、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、発 注者の検査を受けること。
- 2 本業務の完了期限前であっても、発注者があらかじめ成果品の提出期限を指定 した場合には、その指定する期限までに、その時点における成果品を提出し、 検査を受けること。

### 第8 成果品

- (1) 報告書(A4版縦カラー): 3部
- (2) 電子データ:一式

委託名称を印刷してCD-RまたはDVD-Rで1部提出すること。

# 第9 その他

- 1 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- 2 受託者は、業務の実施に当たっては、関係法令及び条例を遵守すること。
- 3 受託者は、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切 な人員配置の下、業務を実施すること。
- 4 受託者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- 5 本業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、 指示を仰ぐこと。